



保存版

事業者のみなさまへ

事業系ごみ 減量・リサイクルの手引き

事業系ごみの行政回収はしていません。



— 目 次 —

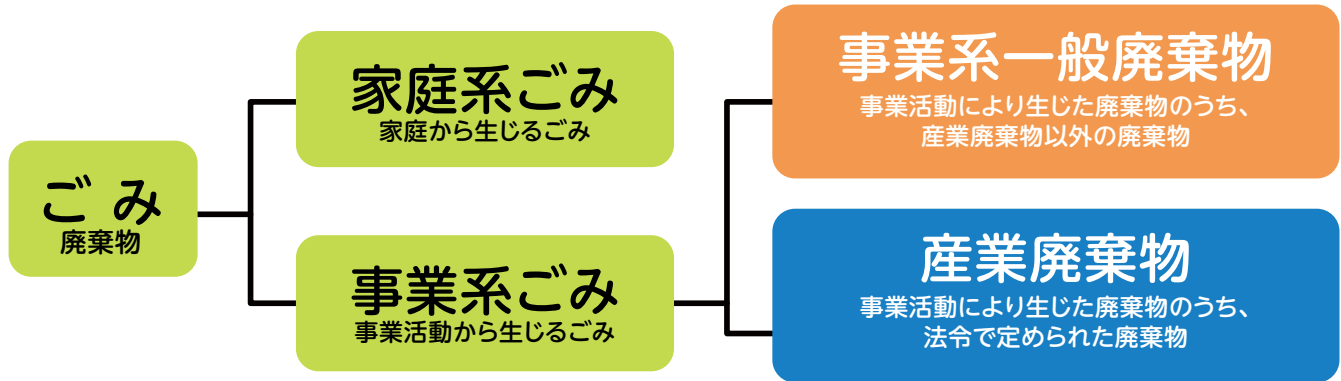
- 事業系ごみについて・排出事業者責任について……………P.1
- リサイクルまたは廃棄物処理を委託する場合の流れ……………P.2
- 事業系ごみの適正な区分……………P.3-4
- 事業系ごみの分け方……………P.5-6



守口市 令和元年 改訂版

事業系ごみについて

ごみには、家庭から生じる(家庭系ごみ)と事業活動により生じる(事業系ごみ)があります。
事業系ごみには、事業系一般廃棄物と産業廃棄物があります。



特別管理一般廃棄物 特別管理産業廃棄物

一般廃棄物と産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、
その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れが
ある性状を有するものは、特別管理一般廃棄物又は、特別
管理産業廃棄物に指定され、より厳しい基準にしたがって
処理しなければなりません。

排出事業者責任について

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という)第3条第1項には「**事業者は**、その事業活動に伴って生じた廃棄物を**自らの責任において適正に処理**しなければならない。」と定められています。
- 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことによりその減量に努めなければなりません。(法第3条第2項)
- 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力しなければなりません。(法第3条第3項)

※「事業者」とは、商業・工業・金融業その他の事業を営む者であり、事務所・工場・商店・飲食店などの営利事業を営む者だけでなく、宗教法人・医療法人・社会福祉法人・NPO法人なども含まれます。



商店・スーパー



会社・工場・事務所



ホテル



病院

※「事業活動に伴う」とは、
本来の事業活動のほか、それから随伴するものである限り、付随的業務に伴うものや不可避免的に伴うものを含みます。
例えば、従業員が昼食時に排出する廃棄物(廃プラスチックである弁当容器や金属くずである空き缶類など)も「事業活動に伴って」排出されたものとなります。

リサイクルまたは廃棄処理を委託する場合の流れ

事業系一般廃棄物

市の一般廃棄物の収集運搬業許可を有する業者に委託しなければなりません。（裏表紙参照）
（廃棄物処理法第6条の2第6項）



契約した一般廃棄物収集運搬業許可業者が事業系一般廃棄物を収集します。排出する際は中身の見えるごみ袋を使用してください。

収集運搬業許可業者車両には守口市許可のステッカーが貼付されています。



リサイクルの場合



リサイクル施設に搬入されリサイクルされます。

リサイクル品

焼却処理の場合

一般廃棄物処理施設に搬入され、焼却されます。



焼却灰は大阪湾フェニックスセンターへ運ばれ、埋立処理されます。

委託処理
契約



排 出



収集・運搬



リサイクル
または
中間処理



最終処分

産業廃棄物

産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託しなければなりません。（廃棄物処理法第12条第5項）
委託契約は書面で行う必要があります。
※クリーンセンターに搬入することはできません。

契約した産業廃棄物収集運搬業許可業者が産業廃棄物を収集します。引き渡す際には、**産業廃棄物管理票（マニフェスト）**を交付しなければなりません。

収集車両には「産業廃棄物収集運搬車」と表示されています。



※守口市内で収集できるのは、大阪府知事の許可を得た業者のみ可能です。

リサイクルの場合



リサイクル施設に搬入されリサイクルされます。

リサイクル品

中間処理の場合

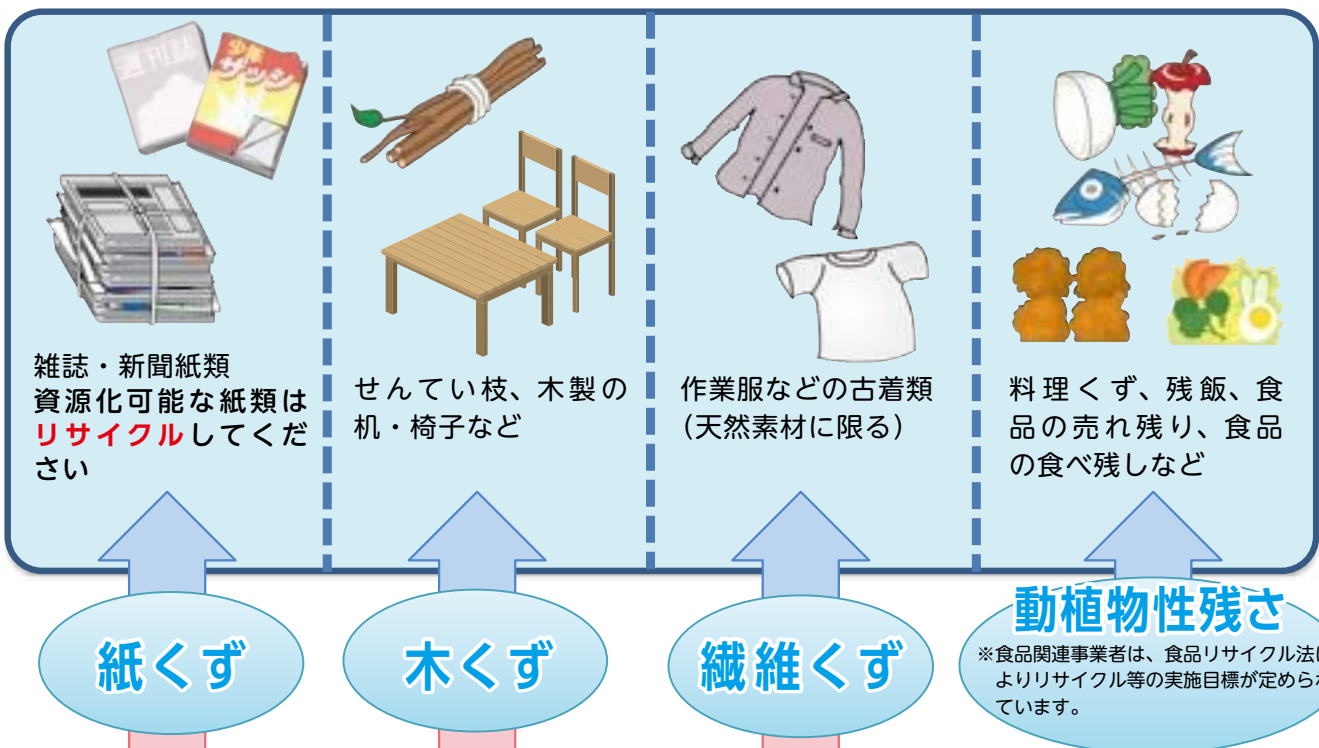
産業廃棄物処分業の許可を有する業者の施設に搬入され、破碎、切断、選別、焼却等のさまざまな方法で中間処理されます。

中間処理後、出てきたごみは埋立処分場へ運ばれ、埋立処分されます。

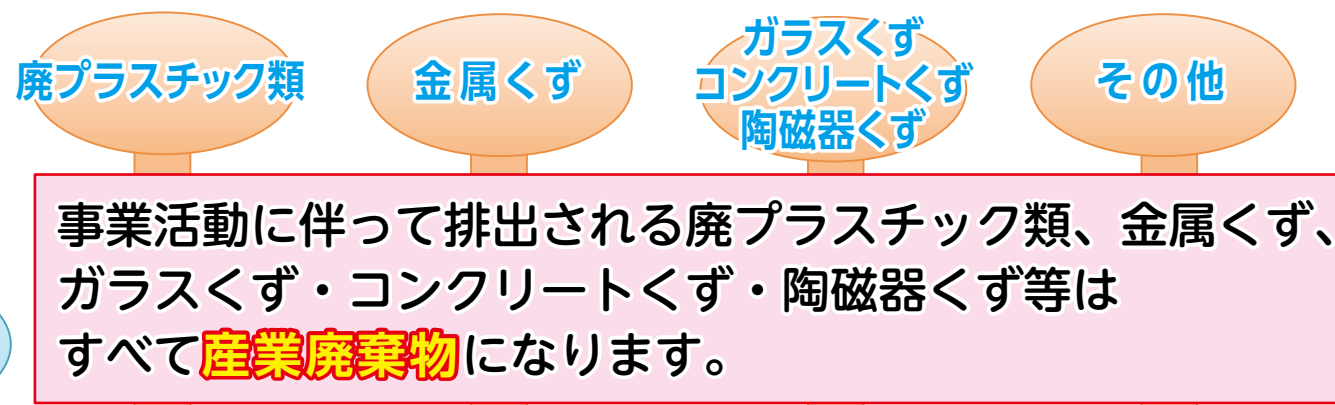
※クリーンセンターへのごみの持ち込みについて（一般廃棄物に限ります。）
守口市内の事業者の方で、自らごみを持ち込む場合は、持ち込まれる日の前日までに（土日を除く）電話受付センター（☎06-6997-7766）でご予約が必要です。

事業系ごみの適正な区分

事業系一般廃棄物



ごみはそれぞれ適正な区分で処理してね。
一般廃棄物、産業廃棄物に関わらず、
できるだけ資源化・再生利用される方法で
処理しよう！



産業廃棄物



事業系ごみの分け方 (具体品目の一例)

一般廃棄物

新聞

折込広告含む



段ボール

粘着テープ・カーボン紙(宅配伝票など)をはがしてください。



紙パック

マークのあるもの



シュレッダー紙

※機密書類も含む。



OA紙

コピー紙、コンピューター用紙
※機密書類も含む。



雑誌

週刊誌、漫画本、専門誌、
単行本、カタログ、
教科書、パンフレット、辞典



その他の紙

包装紙、菓子やティッシュの空箱、メモ用紙、ハガキ、封筒。
(粘着がある場合とりのぞいてください。)

※機密書類も含む。



一般廃棄物収集運搬業許可業者か
再生資源事業者へ委託し、リサイクルして下さい。

リサイクルできない紙(禁忌品)

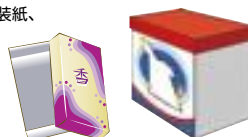
※紙以外の物は素材で一般廃棄物か産業廃棄物か判断してください。
(複数素材の紙は、成分比の多い素材で処理してください。)

捺染紙・アイロンプリント紙、 昇華転写紙

絵柄など布地に加熱してプリントする際に使われる紙、
複写用紙、カーボン紙、ノンカーボン紙、感熱紙。
インクが強くしみこんでおり、
再生品にインクが残ってしまうため。

においのついた紙

洗剤や線香の紙箱、石鹸の包装紙、
芳香紙など再生商品に
においが残ってしまうため。



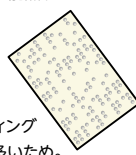
汚れた紙

油のついた紙、
使い終わった
ティッシュペーパーやタオルペーパー。
再生品の品質が落ちるため。



感熱発泡紙

点字などに使用する加熱すると
盛り上がる紙。



突起部分にコーティング
されているものが多いため。

粘着素材が付着した紙

シール、シール台紙、粘着メモ、
圧着はがき、親展はがき。
粘着部分がリサイクル過程で機械に
付着し、故障の原因となるため。
※粘着メモの中には、一部水溶性の
のりを使用している製品もありますが、
一般に区別がつかないため。

水に溶けない紙

写真、写真プリント用紙。
紙コップ、ヨーグルトやカップ麺の容器など防水加工紙。
合成紙。
アルミ、金紙、銀紙、ビニールでコーティングされた紙。
古紙をリサイクルするには、水に溶かす必要があるため。

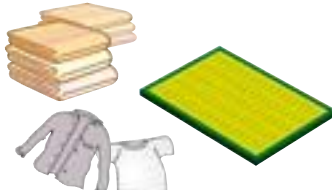


その他(木くず・天然繊維くず・天然皮革)

(特定の業種から排出された場合は産業廃棄物として処理する必要があります。)



木製(机、家具、椅子、たんす、棚)剪定枝、
落ち葉など



天然繊維(毛布、木綿布、絹)、
本畳、作業服(綿など)



天然皮革
(かばん、ブーツなど)

食品の食べ残し、調理残さ、売れ残り

(特定の業種から排出された場合は産業廃棄物として処理する必要があります。)
(ビニール・プラスチック製外装、缶詰は中身を分けてください。)

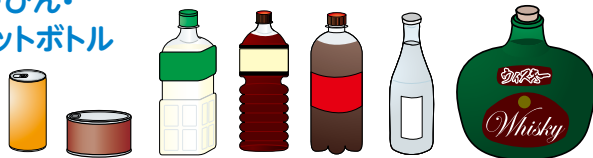
※排出する前に水分をよく切ってください。

※食品関連事業者は、食品リサイクル法により減量・リサイクルが義務付けられています。



一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託するか
自らクリーンセンターへ搬入して下さい。

缶・びん・
ペットボトル



※自動販売機を設置している場合、飲料納品時に引き取ってもらう方法もあります。

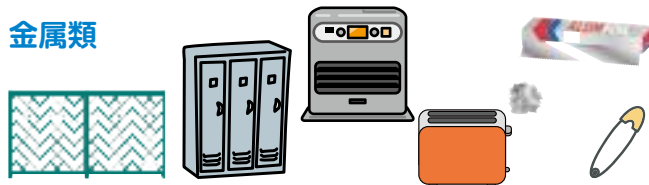
※缶・びんは、再生資源事業者に委託することができます。

ガラス・陶磁器類



水槽、窓ガラス、鏡、薬品のびん、
試験管、シャーレー、植木鉢、レンガ、
食器、茶碗などの陶磁器、
調味料などのガラス製容器など。

金属類



一斗缶、ペンキ缶、ストーブ
(石油・ガス)、
金属製品(机、椅子、ロッカー、ベッド)、
コンロ、レンジ、トースター、金庫、
カーテンレール、ブラインド、金網、
傘立て、金属チューブ、安全ピン、
アルミホイール、クリップ、釘など。

プラスチック類

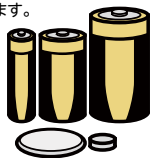


クリアファイル、バインダー、ボールペン、
 発泡スチロール、食品トレイ、
 カップめんの容器、お弁当の容器、
 食器（プラ製）食品容器、梱包用PPバンド、
 ラップ類、カラーコーン、
 カセット、CD、DVD、ヘルメット、
 化学合成繊維、（カーテン、作業服など）、
 タイヤ、塩ビパイプ、ポリバケツ、
 合成皮革製のかばん、ナイロンロープ、
 アクリルパネル、スポンジ、ナイロンタオル、点滴のパック、チューブ、
 プラスチック系断熱材入量、
 プラスチック製品（プランター、収納ケース、ポリバケツなど）
 合成樹脂製の靴、合成樹脂製の緩衝剤など

※材質がプラスチック類であれば汚れていても産業廃棄物として処理してください。(一般廃棄物ではありません)

電池

※電池は産業廃棄物の「金属くず」と「汚泥」の混合物に該当します。



小型充電式乾電池は、
回収協力店などに
相談しリサイクルしてください。

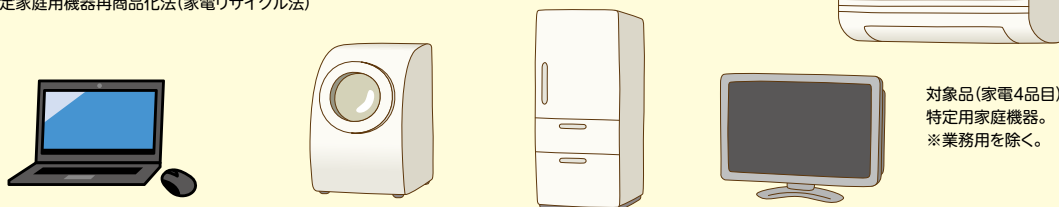
废油

食用油、ラード、鉱物油、エンジンオイルなど



法によりリサイクルが義務付けられているもの

◎特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)



対象品(家電4品目)は、
特定用家庭機器。
※業務用を除く。

※業務用を除く。

産業廃棄物処理業者に委託し、処理またはリサイクルして下さい。
産業廃棄物はクリーンセンターへ搬入することができません。

事業系一般廃棄物収集運搬に関する相談窓口一覧

1地区	2地区	3地区	4地区	5地区	6地区	7地区	8地区
祝町	大枝北町	大宮通2丁目9番以降	暁町	大庭町1丁目	金田町2丁目	大久保町1丁目	大久保町2丁目
梅園町	大枝西町	大宮通3丁目	梅町	大庭町3丁目	金田町3丁目	大久保町3丁目	大久保町4丁目
金下町1丁目	大枝東町	大宮通4丁目1～13番	大宮通4丁目14～16番	下島町	金田町4丁目	梶町1丁目	大久保町5丁目
金下町2丁目	大枝南町	菊水通2丁目10～16番	神木町	外島町2番、6～8番	金田町5丁目	梶町2丁目	藤田町2丁目
京阪本通1丁目	大宮通1丁目	菊水通3丁目1～7番	菊水通2丁目17～19番	大日東町	金田町6丁目	梶町3丁目	藤田町3丁目
京阪本通2丁目1～12番	大宮通2丁目1～8番	西郷通2丁目11番以降	菊水通3丁目8番以降	八雲北町1丁目	佐太中町1丁目	梶町4丁目	藤田町4丁目
寿町	春日町	西郷通3丁目	菊水通4丁目	八雲北町2丁目	佐太中町2丁目	金田町1丁目	藤田町5丁目
小春町	河原町	西郷通4丁目	京阪北本通	八雲北町3丁目	佐太中町3丁目	佐太東町1丁目	藤田町6丁目
桜町	菊水通1丁目	高瀬町1丁目4番以降	京阪本通2丁目13番以降	八雲東町1丁目22番	佐太中町4丁目	佐太東町2丁目1～2番	東町1丁目
早苗町	菊水通2丁目1～9番	高瀬町2丁目	新橋寺町	八雲東町2丁目	佐太中町5丁目	藤田町1丁目	東町2丁目
松月町	西郷通1丁目	高瀬町3丁目	外島町1番、3～5番		佐太中町6丁目		
大門町	西郷通2丁目1～10番	高瀬町4丁目	大日町1丁目		佐太中町7丁目		
高瀬町1丁目2番15～21号	寺内町1丁目	高瀬町5丁目	竹町		佐太西町1丁目		
滝井西町1丁目	寺内町2丁目	寺方錦通1丁目1～2番	竜田通1丁目6～7番		佐太西町2丁目		
滝井西町2丁目	高瀬町1丁目1、2番4～12号、3番	寺方本通1丁目1～6番	竜田通2丁目5～7番		佐太東町2丁目3番以降		
滝井西町3丁目	東光町1丁目	寺方本通2丁目1～2番	寺方錦通1丁目3番以降		大日町2丁目		
滝井元町1丁目	東光町2丁目	寺方元町1丁目	寺方錦通2丁目、寺方錦通3丁目、寺方錦通4丁目		大日町3丁目		
滝井元町2丁目	橋波西之町1丁目	寺方元町2丁目	寺方本通1丁目7番以降		大日町4丁目		
滝井元町3丁目	橋波西之町2丁目	寺方元町3丁目	寺方本通2丁目3番以降				
竜田通1丁目1～5番	橋波西之町3丁目	寺方元町4丁目	寺方本通3丁目、寺方本通4丁目				
竜田通2丁目1～4番	橋波東之町1丁目	東光町3丁目	東郷通1丁目、東郷通2丁目、東郷通3丁目				
土居町	橋波東之町2丁目	馬場町1丁目5番1～16号、6番以降	日光町				
豊秀町1丁目	橋波東之町3丁目	馬場町2丁目3番1～7号、4番～8番	浜町1丁目、浜町2丁目				
豊秀町2丁目	橋波東之町4丁目	馬場町3丁目1～11番	日向町				
長池町		松下町	北斗町				
馬場町1丁目1～4番、5番18号以降		南寺方北通1丁目	松町				
馬場町2丁目1、2番、3番8～11号、9番		南寺方北通2丁目	南寺方東通1丁目、南寺方東通2丁目				
馬場町3丁目12～14番		南寺方中通1丁目	南寺方東通3丁目、南寺方東通4丁目				
日吉町1丁目		南寺方中通2丁目	南寺方東通5丁目、南寺方東通6丁目				
日吉町2丁目		南寺方中通3丁目	桃町				
平代町		南寺方南通1丁目	八雲中町1丁目、八雲中町2丁目				
文園町		南寺方南通2丁目	八雲中町3丁目				
紅屋町		南寺方南通3丁目	八雲西町1丁目、八雲西町2丁目				
本町1丁目			八雲西町3丁目、八雲西町4丁目				
本町2丁目			八雲東町1丁目(22番を除く)				
緑町			八島町				
来迎町			淀江町				

収集地区	相談窓口担当	所在地	連絡先（電話番号）
1地区	株式会社コスミック	枚方市春日西町 2－1－7	072－859－5831
	貴和興業株式会社	門真市岸和田 1－5－1 7	072－882－6158
2地区	辰巳環境開発株式会社	守口市東郷通 1－5－1 7	06－6780－4153
3地区	辰巳環境開発株式会社	守口市東郷通 1－5－1 7	06－6780－4153
4地区	辰巳環境開発株式会社	守口市東郷通 1－5－1 7	06－6780－4153
5地区	京阪総合サービス株式会社	大阪市旭区大宮 1－1 8－2	06－6955－2100
	株式会社大真サービス	守口市菊水通 4－5－5	06－6997－6660
6地区	株式会社大真サービス	守口市菊水通 4－5－5	06－6997－6660
	京阪総合サービス株式会社	大阪市旭区大宮 1－1 8－2	06－6955－2100
7地区	京阪総合サービス株式会社	大阪市旭区大宮 1－1 8－2	06－6955－2100
	貴和興業株式会社	門真市岸和田 1－5－1 7	072－882－6158
8地区	貴和興業株式会社	門真市岸和田 1－5－1 7	072－882－6158
	株式会社コスミック	枚方市春日西町 2－1－7	072－859－5831

収集地区ごとに相談窓口担当を設けております。上記一覧表をご参照ください。

上記の許可業者は、産業廃棄物収集運搬業の許可も取得しています。

主な問合せ先

産業廃棄物処理に関する問い合わせについて			
大阪府環境農林水産部 循環型社会推進室 産業廃棄物指導課	大阪市住之江区南港北 1－1 4－1 6 咲洲庁舎 2 1 階 http://www.pref.osaka.lg.jp/sangyohaiki/	06－6210－9570	
	公益社団法人 大阪府産業資源循環協会	大阪市中央区農人橋 1－1－2 2 大江ビル 3 階 http://www.o-sanpai.or.jp	06－6943－4016
廃棄物の再生処理について			
大阪府廃棄物再生事業者登録名簿ホームページ (大阪府環境農林水産部 循環型社会推進室)	http://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjunksan/recycle/saiseitoroku.html		
守口市内に事業所を有する大阪府登録廃棄物再生事業者			
有限会社 仲商店	守口市佐太中町 3－1 3－1 0	06－6902－3496	【古 紙 全 般】
旭進紙業株式会社	守口市寺方錦通 4－8－2 0	06－6998－5481	
株式会社 庄田商店	守口市松月町 7－6	06－6992－4560	【金属くす全般】

守口市 〒570-8666 守口市京阪本通2-5-5 TEL 06-6991-3840 FAX 06-6991-7188
ホームページ <http://www.city.moriguchi.osaka.jp>
電話受付センター（一般廃棄物直接搬入予約） TEL 06-6997-7766